

穴水ウィンドアンサンブル 改正規約 新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">穴水ウィンドアンサンブル 規約</p> <p>(班および構成役員)</p> <p>第8条の2 本団体には次の班を置く。各班の班長ならびに<u>第3号および第5号</u>に該当する者を構成役員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 楽譜班 本団体に使用する楽譜の保管、管理をする。(若干名…班長1名) 二 備品班 本団体の備品管理をする。(若干名…班長1名) 三 各セクションリーダー 各セクションを代表し、その指導を行う。(木管、金管、打楽器各1名) 四 総務班 各種レクリエーションの統括、演奏会時の楽器運搬等、広報など様々な実務を担当。(若干名…班長1名) 五 各地区責任者(遠隔地在住者の練習計画の策定統括、連絡担当) 	<p style="text-align: center;">穴水ウィンドアンサンブル 規約</p> <p>(班および構成役員)</p> <p>第8条の2 本団体には次の班を置く。各班の班長に該当する者を構成役員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 楽譜班 本団体に使用する楽譜の保管、管理をする。(若干名…班長1名) 二 備品班 本団体の備品管理をする。(若干名…班長1名) 三 総務班 各種レクリエーションの統括、演奏会時の楽器運搬等、広報など様々な実務を担当。(若干名…班長1名) <p>附 則 (改正施行期日) この規約は平成21年2月14日より施行する。</p>